

- 注1 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。
- 2 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲については、当該特定基地局によつて無線通信業務を行うこととしている区域以外の区域においても、通信の相手方である移動する無線局の無線通信を可能とするために、同一の開設計画に係る特定基地局の開設計画を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合であつては、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者所属の特定基地局を通信の相手方とする場合の移動範囲を記載すること。
 - 3 周波数は、希望する周波数の範囲を「何MHzから何MHzまで」のように記載すること。
なお、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。
 - 4 接続・卸役務提供の促進に関する措置を講ずる予定がある場合にあつては当該措置において用いる法第27条の12第3項第3号ロに規定する接続に係る機能又は同号ロに規定する卸電気通信役務の内容を、接続・卸役務提供の促進に関する措置以外の措置を講ずる予定がある場合にあつては当該措置の内容を具体的に記載すること。
 - 5 認定の有効期間中における毎年度ごと、市区町村ごと及び無線局の種別ごとの開設予定無線局数を記載すること。
なお、既に確保している無線設備の設置場所がある場合にあつては、それぞれ設置場所の住所を「何市何町」等のように併せて記載すること。
 - 6 学術資料等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。
 - 7 電気通信事業法第9条の登録の申請に関する事項は、申請日（申請をしていない場合にあつては、同条の登録の申請の予定時期）及び申請内容（申請をしていない場合にあつては、予定している申請内容）について具体的に記載すること。
 - 8 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。
 - 9 無線設備の工事費については、その総額並びに送信設備、受信設備、土地及び建物等に係る費用の内訳をそれぞれ記載すること。送信設備の規模等に応じて送信設備及び受信設備の単価が異なる場合にはそれぞれの単価及びその数量についても記載すること。
 - 10 別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)、(2)及び(15)から(17)までについて記載すること。
 - 11 運用開始の予定期日は、それぞれの特定基地局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日を「H28.12.21」のように記載すること。
 - 12 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法の記載は、次によること。
 - (1) 保守、管理及び障害時の具体的な対応体制及び方法を記載すること。
 - (2) 部内規定等がある場合において、部内規定等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。
 - 13 既に無線従事者を有している場合にあつては、当該無線従事者の資格及び人数を併せて記載すること。

- 14 法第27条の12第3項第10号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。
- 15 用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。